

グッド チキン アワード



背景

- 食用鶏(ブロイラー)は EU のブロイラー指令 [理事会指令 2007/43/EC] の下で最小限の標準に対して保護されています。
- EU の法的規定が有機、放し飼い、広範な屋内システムに対して配備されています [委員会規則 543/2008]。
- ブロイラー鶏についての愛護に関する主要な懸念は以下に関連しています: 高い飼養密度、急速に成長する品種、環境改善の欠如、電氣的失神までの鶏の生きたままの転倒。
- NGO 連合は、これらのサプライチェーンにおける愛護問題について、食品会社に、欧州では[欧州の鶏肉生産における尽力](#) (ECC) に、そして北米では[より優れた鶏肉生産における尽力](#) (BCC) に署名することによって対応することを求めています。世界の他の地域では、会社が欧州の鶏肉生産における尽力 (これは「より優れた鶏肉生産における尽力」と呼ばれる場合もあります) の基準を適用することを期待しています。
- これまで世界中で、500 超の食品会社が ECC または BCC のいずれかに署名しました
- グッドチキンアワードは、ECC/BCC 基準に沿った鶏肉供給に尽力している会社をご紹介しますために作られています。

グッドチキンアワードの基準

- **欧州**で、グッドチキンアワードに応募する会社は、以下の基準を満たす必要があります：
 1. [欧州の鶏肉生産における尽力](#) (ECC) に対する公的に正当なサインアップ
 2. ECC の実施における重要な進捗*
 3. ECC を遵守する製品への移行タイムラインが一般に公表されている
 4. ECC に向けた年次進捗報告を公表

- **北米**で、グッドチキンアワードに応募する会社は、以下の基準を満たす必要があります：
 1. [より優れた鶏肉生産における尽力](#) (BCC) に対する公的に正当なサインアップ
 2. BCC の実施における重要な進捗*
 3. BCC を遵守する製品への移行タイムラインが一般に公表されている
 4. BCC に向けた年次進捗報告を公表

- **世界の他の地域**(すなわち欧州と北米以外)で、グッドチキンアワードに応募する会社は、以下の基準を満たす必要があります：
 1. [より優れた鶏肉生産における尽力](#) に対する公的に正当なサインアップ**
 2. BCC を遵守する製品への移行タイムラインが一般に公表されている
 3. BCC に向けた年次進捗報告を公表

** [ECC 基準](#) に従ったより良い鶏肉

* **重要な進捗** = 新鮮／冷凍鶏肉の全量の 50% 以上が、農場基準(飼育密度、品種の変更、自然光、環境改善)をすでに遵守した ECC/BCC 領域内で生産されている。

小売店は独自のラベル(新鮮、冷凍、加工)を鶏肉の範囲にのみ適用でき、それはブランド化した商品を除外します。

製造業者／生産者は以下の条件の下で特定のブランドについて応募することができます：

- **欧州と北米**：そのブランドについての現在の方針に「加えて」会社自身のブランド生産全体についての包括的な尽力に基づいた応募
- **世界の他の地域**：ブランドレベルでの尽力が許可されます。

欧州の鶏肉生産における尽力の全文：<https://welfarecommitments.com/europeletter/>

より優れた鶏肉生産における尽力の全文：<https://welfarecommitments.com/letter.pdf>